

男鹿市告示第32号

男鹿海洋高校地域留学促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿海洋高校地域留学促進事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 家賃等支援補助金（第3条―第13条）

第3章 就学活動支援補助金（第14条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、秋田県立男鹿海洋高等学校（以下「男鹿海洋高校」という。）に進学し、自宅から通学が不可能な地域から就学のため本市に居住する生徒（以下「生徒」という。）の住居費等の一部を支援し、全国から生徒が集まる魅力ある選択肢を整備することで、海洋産業を担う人材育成を側面から支援するとともに、将来の移住に向けた関係人口の創出・拡大を図ることを目的として、生徒の住居費等を補助するため、男鹿海洋高校地域留学促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自宅から通学が不可能な地域 県外をはじめ、自宅から鉄道や路線バス等を利用しての通学が困難な地域をいう。
- (2) アパート等 生徒が通学のために居住するアパート、下宿、賃貸住宅、間借り及び男鹿海洋高校が管理運営する寮（以下「寮」という。）

第2章 家賃等支援補助金

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自宅から通学が不可能な地域から男鹿海洋高校に在学し、現に通学していること。
- (2) 男鹿海洋高校に通学するためにアパート等を利用していること。
- (3) 学業及び部活動等の成績が優秀で、学校長が適当と認める生徒であること。

2 補助金の交付を受けることができる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、前項に規定する生徒を養育する保護者とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 世帯構成員が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 当該事業に関して国、県又は市の制度による他の補助又は補償等を受けている者

（補助対象期間）

第4条 補助金交付の対象となる期間は、生徒が男鹿海洋高校に在学する期間とし、3年を上限とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、アパート等の家賃（下宿にあつては部屋代、賃貸住宅にあつては共益費等を除く家賃、間借りにあつては光熱水費及び管理費を除く部屋代、寮にあつては寮費に限る。）とする。ただし、敷金等の入居時の一時金及び更新料は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 1月当たりの補助金の額は、補助対象経費の1月に相当する額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）とする。
- (2) 前号の額が3万円を超える場合及び生徒の兄弟姉妹等が補助金の対象となる生徒に該当し共同でアパート等を利用する場合には、3万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が前条の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として毎年4月末日までに学校長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、月の中途にアパート等の入居又は退居をする場合において、当該アパート等の入居又は退去に係る月の入居期間が15日に満たないときは、補助金交付の対象期間としない。

- (1) アパート等の賃貸借契約書等の写し
- (2) 補助対象経費が証明できる書類等（前号の賃貸借契約書等では補助対象経費が不明な場合に限る。）
- (3) その他市長が必要とする書類等

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認め、交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第9条 前条により交付決定通知を受けた者（以下この章において「補助金交付決定者」という。）は、交付決定の内容を変更又は中止する場合には、変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を

審査し、変更を決定すべきものと認めるときは、変更交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金交付決定者は、アパート等退去の日から起算して30日以内又は申請日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、提出された実績報告書を審査し、補助事業が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（様式第6号）により速やかに補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金請求書（様式第7号）による補助金交付決定者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金交付決定者が偽りその他不正により補助金の交付を受けたときは、その者から本補助金を返還させることができるものとする。

第3章 就学活動支援補助金

（補助対象者）

第14条 補助金の対象となる者は、秋田県外に居住し男鹿海洋高校への進学を希望又は検討している個人で、学校説明会等に参加する者（以下この章において「進学希望者」という。）とする。

2 補助金の交付を受けることができる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、進学希望者を養育する保護者とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

(1) 世帯構成員が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 当該事業に関して国、県又は市の制度による他の補助又は補償等を受けている者

(補助対象経費)

第15条 補助金の交付の対象となる経費は、男鹿海洋高校への進学を検討するために学校説明会等に参加する際の居住地から本市内への往復交通費で、進学希望者及びその世帯員が公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費、高速道路の利用料金及び別表に定める自家用車等利用旅費の合計とする。ただし、当該経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としない。

(補助金の額)

第16条 補助金の額は、前条の経費に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）とする。ただし、上限額を2万円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

3 同一の進学希望者及びその世帯員に対する補助金の交付は、同一年度につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第17条 補助対象者が前条の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として学校説明会等に参加した日から30日を経過した日又は学校説明会等に参加した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実施報告書（様式第9号）
- (2) 学校説明会等に参加したことを証する書類等
- (3) 補助対象経費を証する書類等
- (4) 申請者等の居住地を証する書類等
- (5) その他市長が必要とする書類等

(補助金の交付決定)

第18条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認め、交付決定をしたときは、補助金交付決定

通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（準用規定）

第19条 第12条及び第13条の規定は、本章の補助金の交付において準用する。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。